

省令案及び指針案に対する意見募集（パブリックコメント）に寄せられた
御意見について
（平成26年8月19日から9月17日まで実施）

「次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令案」について

○意見数 3件

○主な意見

「特例認定基準」関係

- ・ 特例認定基準における男性の育児休業等取得に係る基準の中小企業主の特例のうち、所定労働時間の短縮措置の規定に関して、「労働者」を「男性」に限定していないが、本件制度の趣旨からして、「男性労働者」に限定するべき。

「認定制度」関係

- ・ 「くるみん」認定取得企業の中にも、法の趣旨に反する違法な言動が見られる企業があるため、「くるみん」認定を取得後、不法行為を行った企業には認定の取消を検討するなど、マークと実態の整合性を高めるよう努めるべき。

「行動計画策定指針（案）」（一般事業主行動計画部分）について

○意見数 2件

○主な意見

「子育てをしつつ活躍する女性を増やすための環境の整備」関係

- ・ 子育てを行う女性職員の活躍促進に向けた取組について、管理職中心の施策が羅列されているが、子育ては一樣ではなく、キャリアの女性の子育て体験がその部下の女性の子育てに必要なものとは限らない。本当に支援が必要なのは職員として働く女性たちであり、その支援は体験した女性だからできるというものではない。

「その他の次世代育成支援対策に関する事項」関係

- ・ 一般事業主行動計画において、男女の出会いの場を提供するイベントの開催、福利厚生施設として結婚紹介所、男女が共に楽しめるレジャー・観光等の施設、結婚式場等の提供などを盛り込むべき。